特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
43	奄美市　改良住宅管理関係事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

奄美市は、改良住宅管理関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	改良住宅管理関係事務では、事務の一部を外部に委託しているため、業者選定の際に情報管理体制等について調査し、併せて情報保護に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

奄美市長

公表日

令和6年12月2日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	改良住宅管理関係事務
②事務の概要	住宅地区改良法に基づき、改良住宅を管理し、家賃若しくは敷金の決定若しくは変更をを行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①改良住宅入居時の入居資格確認（所得要件・在住要件等） ②改良住宅入居時の家賃決定・敷金決定 ③入居後の収入報告書の申請・各種所得情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更を確認
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名
入居者情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表　52項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供事務） なし （情報照会事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部建築住宅課長
②所属長の役職名	建築住宅課長

6. 他の評価実施機関
–

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555　鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号　0997-52-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	奄美市情報公開・個人情報保護担当 894-8555　鹿児島県奄美市名瀬幸町25番8号 問合せ先電話番号　0997-52-1111
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月2日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[ ]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[○]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[ ]接続しない（入手）**	**[○]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［　 ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 9) 従業者に対する教育・啓発 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月8日	Ⅰ関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携.-②法令上の根拠	（情報提供事務） なし （情報照会事務） ①番号法第19条第7項　別表第二　54の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第28条	（情報提供事務） なし （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　54の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第28条	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成29年6月8日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年7月31日時点	平成29年6月8日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅰ　関連情報－5. 評価実施機関における担当部署－②所属長	課長　備　孝朗	課長　岡江　康裕	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
平成30年5月31日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月8日時点	平成30年5月31日時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 　1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	-	基礎項目評価書	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 　2. 特定個人情報の入手 （情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。） 　目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ３．特定個人情報の使用 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ３．特定個人情報の使用 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ４．特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ５．特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	－	［ ○ ］ 提供・移転しない	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ６．情報提供ネットワークシステムとの接続 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	－	［ ○ ］ 接続しない（提供）	事後	様式変更に対応

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ７．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ８．監査 実施の有無	－	［ ○ ］ 自己点検	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅳ リスク対策 ９．従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発	－	十分に行っている	事後	様式変更に対応
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	平成30年5月31日　時点	令和1年5月31日　時点	事後	
令和1年5月31日	Ⅰ 関連情報 ５．評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長　岡江　康裕	建築住宅課長	事後	様式変更に対応
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和1年11月15日　時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年11月15日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年5月31日　時点	令和1年11月15日　時点	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和1年11月15日　時点	令和2年9月7日　時点	事後	
令和2年9月7日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和1年11月15日　時点	令和2年9月7日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅰ関連情報-4情報提供ネットワークシステムによる情報連携.-②法令上の根拠	（情報提供事務） なし （情報照会事務） ①番号法第19条第7号　別表第二　54の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第28条	（情報提供事務） なし （情報照会事務） ①番号法第19条第8号　別表第二　54の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第28条	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 １．対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	令和2年9月7日　時点	令和3年9月10日　時点	事後	
令和3年9月10日	Ⅱ しきい値判断項目 ２．取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か いつ時点の計数か	令和2年9月7日　時点	令和3年9月10日　時点	事後	
令和6年12月2日	Ⅰ-3法令上の根拠	①番号法第9条第1項　別表第一　35項 ②番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　第26条	番号法第9条第1項　別表　52項	事後	番号法の一部改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月2日	Ⅰ-4-②法令上の根拠	（情報提供事務） なし （情報照会事務） ①番号法第19条第8号　別表第二　54の項 ②番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令　第28条	（情報提供事務） なし （情報照会事務） 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表76の項	事後	番号法の一部改正
令和6年12月2日	Ⅱしきい値判断項目 いつ時点の計数か	令和3年9月10日　時点	令和6年12月2日　時点	事後	基準日の変更
令和6年12月2日	Ⅳ-8　人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	－	十分である	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-8　判断の根拠	－	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係るガイドライン」に従い、申請時には本人からのマイナンバー取得と本人確認を原則とし、住基ネット照会を行う際には4情報又は氏名・生年月日・住所の3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11最も優先度が高いと考えられる対策	－	9）従業者に対する教育・啓発	事後	様式変更に伴うもの
令和6年12月2日	Ⅳ-11判断の根拠	－	研修計画を策定し、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員等に対し、教育研修の実施及び事務取扱者への適切な監督を行っている。	事後	様式変更に伴うもの